

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県第一区 二千五百四十万八千円

山梨県第二区 二千二百九十二万六千五百円